

東京都営住宅条例一部改正条例の修正案の提出について

2019年9月12日

日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、東京都営住宅条例一部改正条例の修正案を、13日の都市整備委員会に提出します。

【修正案の内容】

- ① 第39条の2第1項の、「規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を、「規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日の属する年度の翌年度の六月三十日」に修正する。
- ② 連動して、附則第4項の文言についても、同様の修正を行う。

【修正の理由】

知事が提出した東京都営住宅条例一部改正条例で、若年ファミリー向けの定期使用住宅の入居期限が、現在の10年間から、最も年少の子どもが高校を卒業するまで延長されることは重要です。

しかし、その終期は、高校卒業年度の「三月三十一日」とされています。

これでは、高校卒業後の進学や就職の準備などに追われている時に、住宅を退去して引っ越しをしなければならなくなります。

修正案は、こうした問題が生じないように、高校卒業後「六月三十日」まで、三カ月間、退去までの猶予期間を設けるものです。

以上